

平成30年度「24時間子供SOSダイヤル」

平日夜間・休日業務委託契約公募型プロポーザル募集要項

第1 趣旨

平成30年度における平日夜間・休日の「24時間子供SOSダイヤル」業務（以下「業務」という。）を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定する方法等について、必要な事項を定める。

第2 事業の概要

1 事業名 平成30年度「24時間子供SOSダイヤル」平日夜間・休日業務委託

2 業務委託内容

(1) 業務委託時間

・平日（月曜日～金曜日） 17:00～24:00、0:00～9:00

・休日（土・日、祝日、年末年始12月29日～1月3日） 0:00～24:00

(2) 電話相談業務および報告業務

(3) 緊急対応が必要な相談内容の連絡業務

(4) その他必要と認められる業務

3 履行期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

4 業務場所

電話相談受付場所は受託者が設置する。

5 相談対象電話番号

0120-078310（全国統一24時間子供SOSダイヤル）

6 業務引継ぎ期間

委託契約締結後から業務委託開始までの間を引継ぎ期間（契約終了後から3月末日まで）とする。なお、業務引継ぎに関する費用は、受託者の負担とする。

7 限度額

4,730,400円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

8 留意事項

平成30年第1回大分県議会定例会において、本業務に係る予算案が可決・成立しない場合は、当該業務の執行は行わない。また、上記に伴い、当該プロポーザル参加者又は受託候補者において損害が生じた場合であっても、県においては、その損害について一切負担しないこと。

第3 担当課

〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号 県庁舎別館6階

大分県教育庁 学校安全・安心支援課 担当：真砂・佐々木

電話 097(506)5546 FAX 097(506)1795

E-mail a31450@pref.oita.lg.jp

第4 募集及び選定スケジュール

公募開始	平成30年2月13日（火）
質問受付締切	平成30年2月26日（月）17時まで
参加申請及び応募書類の提出期限	平成30年3月 2日（金）17時まで
企画提案会・審査委員会の開催	平成30年3月 9日（金）
審査結果の通知	平成30年3月14日（水）
契約締結予定日	平成30年4月 1日（日）

第5 応募者の参加資格要件

応募しようとする者は、次の要件を全て満たしていなければならない。

- 1 法人格を有する団体であって、受託業務について十分な業務遂行能力を有し、適正な経理執行体制を有すること。
- 2 書類の提出期限において、現に大分県の指名停止の措置を受けている者でないこと。
- 3 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
- 4 特定の公職者（その候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とする者ではないこと。
- 5 次のアからウまでの項目のいずれにも該当しないこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - イ 営業に関し、許可、許可等を必要とする場合において、これを得ていない者
 - ウ 経営者等（法人にあっては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあってはその者又は支配人若しくは営業所の代表者をいう。）が暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団員若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。以下同じ。）である者
- 6 大分県の競争入札参加者資格を有する場合においては、応募書類の提出日から契約の締結までに、大分県から指名停止を受けていない者であること。
- 7 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法に基づき更生手続き開始又は再生手続き（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続きの決定後に、入札に参加することに支障がないと認められた者はこの限りでない。
- 8 本業務の遂行にあたり、申請者からの要望や県との競技に応じ迅速かつ円滑に対応ができること

第6 応募手続き

1 募集の実施

大分県教育委員会ホームページに当該募集要項等を掲載・公表して募集を行う。

2 質問の受付・回答

- (1) 質問しようとする者は、質問書（別紙、様式2）に必要事項を簡潔にまとめ記

載し、担当課（大分県教育庁学校安全・安心支援課）あてに電子メール又はファックスにて提出する。

- (2) 質問の受付期間は、平成30年2月13日（火）から平成30年2月26日（月）17時までとする。
- (3) 質問に対する回答は、平成30年2月28日（水）正午までに電子メール又はファックスにて回答する。

3 応募書類の受付

応募者は、次のとおり応募書類を提出するものとする。なお、必要書類の添付、部数を確認できなければ受理しない。

(1) 受付期間

平成30年2月13日（火）から平成30年3月2日（金）17時まで

(2) 提出先及び提出方法

担当室あて持参又は郵送すること。

（郵送の場合は、平成30年3月2日（金）17時必着のこと。）

(3) 応募書類及び提出部数

以下のア及びウ〜カを各1部、イを10部提出すること。なお、イの企画提案書の様式は任意とする。

ア 提案競技参加申込書（様式1）

イ 企画提案書

ウ 損害賠償を確実に担保できることを証明する書類（保険の加入証の写しなど）

エ 他の施設等で相談業務実績を有していることを証明する書類（契約書の写しなど、ただし契約期間中のものは実績に入れないこと）

オ 会社の概要がわかるパンフレット

カ 誓約書（様式3）

(4) 応募に当たっての留意事項

ア 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

(ア) 提出期限を過ぎて応募書類が提出された場合

(イ) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

(ウ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(エ) 本募集要項に違反すると認められる場合

(オ) その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合。

イ 提案内容について

提案内容は、仕様書等の内容を踏まえ、企画提案書に基づいた実施可能なものとする。

ウ 著作権・特許権

応募書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果、生じた事業に係る責任は全て応募者が負うものとする。

エ 複数提案の禁止

1社当たり1件の企画を限度とし、複数の提案は認めないこと。

オ 応募書類等の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え、若しくは再提出は認めない。(誤字・脱字等軽微なものを除く。) なお、採用の有無にかかわらず、提出書類は返却しない。

カ 費用負担

応募書類の作成及び提出等に係る費用は、全て応募者の負担とする。

キ その他

(ア) 参加者は、応募書類の提出をもって募集要項の記載内容に同意したものとす。

(イ) 参加者が共同体で申し込む場合は、共同体を構成する法人等が委託業務の遂行上果たす役割をそれぞれ明らかにするとともに、必ず代表法人等が応募手続きを行うとともに、対応窓口となること。

(ウ) 提出された応募書類は、大分県情報公開条例(平成12年条例第47号)に基づく情報公開請求の対象となること。

(エ) 応募書類の提出後、辞退する場合は、参加辞退届(別紙4)により平成30年3月9日(金)午前9時までに担当課である、学校安全・安心支援課に持参又は郵送、電子メールにより申し出ること。

第7 提案競技審査会

1 日時

平成30年3月9日(金) 10時～

※提案各社の時間については別途連絡する。

2 場所

大分市府内町3丁目10番1号 大分県庁別館8階 84会議室

3 提案方法

1社につき持ち時間20分とし、企画書についての説明を行う。

第8 受託者の選定方法

1 受託者の選定方法

受託希望者から企画提案を受ける公募型プロポーザル方式により行う。

書類審査及びプレゼンテーション・ヒアリング審査を実施し、「24時間子供SOSダイヤル」平日夜間・休日業務提案競技審査委員会(以下「審査委員会」という。)が最優秀提案者を受託候補者として決定する。

2 選定基準及び評価基準

(1) 選定基準

業務実施内容、運営能力等を審査委員会において審査し、総合的に最も優れた業務運営能力を有すると認められる者を受託候補者として選定する。

(2) 評価基準

ア 「24時間子供SOSダイヤル」業務に対する理解

イ 事業の実施体制

- ウ 相談支援体制及び危機管理体制
- エ 従事者への教育・研修体制
- オ 業務履行の確実性
- カ 費用の妥当性

第9 結果通知

審査の結果については文書にて通知する。

第10 契約の事務手続き等

1 契約の締結

原則として、最優秀提案者として選定された者と企画提案書及び仕様書等の内容を確認し、契約締結の協議を行う。当該協議が不調のときは、順位付けを行った上位の者から順に契約締結の協議を行う。

2 契約保証金

大分県契約事務規則第5条第3項第9号の規定により免除とする。

3 委託料の支払

毎月の業務が終了した後に、受託者から提出された仕様書等で定める報告書等に基づき、確認を行い、請求書を受領した日から30日以内に契約書に定めた月々の委託料を支払う。

第11 その他

業務の円滑な移行のため、契約締結後、業務引継ぎ期間中に、試験相談電話により業務の状況および報告書等の確認をする場合がある。（事前の連絡をした上で、数回の相談電話と対応の状況および報告について確認する。）